

## 2010年上海世界博覧会の参加者に関する知的財産権保護の概要

中国が改革開放政策の施行を開始した1970年代後半以降、IPR制度の段階的確立と持続的な改善と共に、中国の知的財産権（IPR）保護において著しい進展が見られました。そのため、各国の参加者は、上海万博への参加期間中、中国で英知の成果を効果的に保護することができます。

第1に、中国は、IPR保護の国際的義務を厳密に履行することを約束した上で、工業所有権の保護に関するパリ条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、国際著作権条約、知的財産権の通商関連面についての合意を含むIPR保護関連の14種類の国際条約および協定に加盟し、批准しています。

第2に、中国は国際ルールと一般的慣行に準拠する幅広い法律および規則により、IPR保護の法的枠組みを確立してきました。1980年代以降、中国は特許法、商標法、著作権法、コンピュータプログラムの保護に関する条例、集積回路のレイアウト設計の保護に関する条例、植物新品種保護条例、知的財産関税保護条例など、IPR保護の主要分野を対象とした一連の法律および規則を公布、施行し、関連する施行令と司法解釈を発行してきました。中国のWTO加盟に前後して広範な修正が加えられたことにより、中国のIPR関連の法律システムは、立法精神、保護される権利の範囲、保護基準、法的救済に関して、WTOルールやその他の国際IPR保護ルールと一致するものとなりました。

第3に、中国は、日常的な監督と特別規則の2つ過程を通じて、包括的でバランスのとれた効果的な法律執行システムとIPR保護の仕組みを段階的に確立し、IPR保護の監督を絶えず強化しています。

第4に、中国政府は、IPR保護の公共広告を重要視し、IPRの社会的認知を全体に拡大することにより、IPR保護に望ましい社会的環境を作り出すために前向きな取り組みを行ってきました。

そのため、上海万博の全参加国の英知の成果は、適用可能な中国法および規則、中国が加盟して批准している国際条約および協定に従い、中国国内で十分に保護されることは明らかです。

同時に、参加国により利用しやすく効果的なIPR保護を提供するため、上海万博の開催者、つまり上海世博会事務協調局は、現行の中国立法に基づき、「2010年上海世界博覧会に

おける知的財産権保護要項（**Outlines on Intellectual Property Right Protection for Expo 2010 Shanghai China**）」を策定し、国家組織委員会から発行させるため、国家組織委員会と執行委員会の管轄下で事前対策の取り組みを行っています。

中国政府は、万国博覧会が人類文明のギャラリーであり、人類の新たな創造的刺激と思想、革新的な科学と技術、新発明と創作を表現するステージであることをよく認識しています。成功を収め、忘れられないほど素晴らしい**2010年上海世界博覧会**を開催するという目標の実現に向けて、全参加国の英知の成果を保護することを保証し、中国の**IPR**保護制度をさらに強化し、改善する必要があります。

政府の関係部局が上海万博の**IPR**保護の方法を拡大することを確約する一方で、要項では、参加者の知的財産を保護するため、現行の中国法の枠組みの範囲内でより利用しやすく効果的な措置を講じることが規定されます。要項に規定されている措置には、以下の**10**分野が含まれます。

第**1**に、中国政府の関係部局は、全ての参加者が特許権、商標登録、著作権登録（コンピュータプログラムの登録も含む）、植物新品種、集積回路のレイアウト設計、知的財産関税登録を申請しやすくするための取り組みを行います。

第**2**に、上海万博開催者は、専門の資格を備え、評判のよい中国で登録された**IPR**代理人の一覧を提供し、参加者が選択できるようにします。

第**3**に、上海万博開催中、中国政府の関係部局はエキスポ・パーク内に共同で現地オフィスを設置し、**IPR**関連のコンサルティングおよび監督サービスを提供し、**IPR**に関連する参加国の紛争の調整および調停を行います。

第**4**に、上海万博の準備中および開催中には、**IPR**違反の報告・苦情に関する国家サービスセンター（**National Service Center for Reporting and Complaint of IPR Violations**）および公開ホットラインのサービスを通じ、中国政府の関係部局が参加者から通知された**IPR**違反の苦情と報告を受け付け、処理します。

第**5**に、中国政府の関係部局は、事例の伝達、情報公開、調査の調整、情報共有の仕組みを確立して改善し、さまざまな部局および地域間での協力を通じて参加者に対する**IPR**違反を迅速かつ効果的に処理して、**IPR**保護の管理をさらに強化します。

第 6 に、中国政府の関係部局は、上海万博の開催者の知的財産保護に関連する公共広告と研修プログラムを推進する取り組みに参加して、IPR の認知を全体として拡大することにより、上海万博の成功に向けた望ましい法的環境を作り出します。

第 7 に、上海万博の開催者は、参加者が中国国内で各種の知的財産の効果的な保護を受ける方法を詳しく説明した IPR 保護ガイドを全参加者に提供します。

第 8 に、上海万博開催中に、開催者は必要な措置を講じて参加者の知的財産に対する違反を防止し、中国法で許可される場合を除き、参加者の展示品、フォーラム、パフォーマンスの音声および映像を許可なしに記録したり、ビデオ撮影したり、生中継したりすることを禁止します。

第 9 に、上海万博の開催者は参加者に展示許可証を提供し、展示日から 6 カ月以内に中国国内で特許権を申請する場合に、上海万博で初めて展示された参加者の発明品や創作物が新規性を失わないようにし、さらに展示日から 6 カ月以内に中国国内で商標登録を申請する場合に、上海万博の展示で初めて使用された商標が優先権を得られるようにします。

第 10 に、上海万博の開催者は各国のパフォーマーおよびアーティストにパフォーマンス許可証を提供し、IPR 関連の問題に役立つガイダンスと支援を提供します。

「2010 年上海世界博覧会における知的財産権保護要項」は、国家組織委員会の次回会議で承認され次第、参加者に正式に公布されます。公布後、中国政府の関係部局および上海万博の開催者は、要項に則り、上述の 10 分野で実施する具体的な措置に関する詳細な計画を作成します。効果的な IPR 保護を保証するために、分かりやすい手順、強化された保護、最適なサービスを通じて取り組みが行われます。